渡部純三次長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	ただ今より第203回総会を開催いたします。本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第３項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には、久米地区の戒能委員と立岩地区の西垣委員のお二人にお願いをいたします。 また、地元説明のため、難波地区の荻山推進委員に御出席を願っています。荻山推進委員、よろしくお願いいたします。
寺井克之会長	本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第１号～第９号の９件の議案が提出されておりますので、審議をお願いいたします。 それでは、議案第１号～第４号までを議題といたします。事務局から説明をいたします。
西山昌宏副主幹	それでは、議案第１号から御報告いたします。５条転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。 １番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立し、解約と同時に５条届出により、転用するものでございます。離作補償を支払うとしております。 続きまして、議案第２号と議案第３号を御報告いたします。令和２年10月26日～11月25日までに専決処理した案件は４条届出が10件、５条届出が17件で届出内容は議案記載のとおりでございます。これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から５日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、第４号議案を御報告いたします。 １番、本件は、農地法第３条許可により、平成30年10月10日に設定された賃借

	権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が管理するとしております。離作補償は無いとしております。 ２番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が管理するとしております。離作補償は無いとしております。 ３番、本件は、強化促進法により平成 30 年８月 15 日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、強化促進法により、第三者に貸すとしております。離作補償は無いとしております。 ４番、本件は、農地法第３条許可により、平成 23 年９月６日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 ５番、本件は、農地法第３条許可により、平成 23 年 11 月 10 日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 ６番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 ７番と８番は、同一地番ですので、併せて御説明いたします。本件は、強化促進法により設定された賃借権を合意解約し、解約後は、強化促進法により、現在の耕作者に所有権を移転するとしております。離作補償は無いとしております。 ９番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、３条により売却するとしております。離作補償は無いとしております。 10 番、本件は、平成 23 年９月６日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、転用目的で売却するとしております。離作補償は無いとしております。 以上でございます。

寺井克之会長	議案第１号～第４号につきまして説明は終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第５号でありますが、議案審議をいただく前に、お願いがございます。 番号５は、道後地区の烏谷委員の同居の御親族の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですが、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。 それでは、議案第５号「農地法第３条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
西山昌宏副主幹	お手元に審査基準１号～７号までを整理した農地法第３条調査票がございますので、併せて御覧ください。 それでは、御説明いたします。 １番、譲受人は、農地約 86 アールを耕作する農家でございます。この度、自作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ２番、譲受人は、農地約 40 アールを耕作する農家でございます。この度、自作地に近く耕作便利な申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ３番、譲受人は、農地約 77 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ４番、譲受人は、農地約 31 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ５番、譲受人は、農地約 127 アールを耕作する農家の世帯員でございます。この度、申請地を、父親から借り受け、農業経営を始めたいとしております。 ６番、譲受人は、農地約 281 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

	７番、譲受人は、農地約 130 アールを耕作する農家でございます。この度、居住地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ８番、譲受人は、農地約 39 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ９番、譲受人は、農地約 76 アールを耕作する農家でございます。この度、自作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 10 番は、申請人の都合により取下げとなっております。 11 番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を譲り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 12 番、譲受人は、農地約 411 アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 13 番と 14 番と 15 番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。譲受人は、農地約５アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く耕作便利な申請地を借り受け、また譲り受け、自作地として農業に精進するものでございます。なお、本案件は、許可後 30 アール超えとなる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 16 番、譲受人は、農地約 268 アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 17 番、譲受人は、農地約 189 アールを耕作する農家でございます。この度、耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 18 番、譲受人は、農地約 33 アールを耕作する農家でございます。この度、居住地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 19 番、譲受人は、農地約 193 アールを耕作する農家でございます。この度、自作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 以上でございます。

寺井克之会長	以上で説明は終わりました。 それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。11番は、新規農業の案件です。所在地が難波地区ですので、荻山推進委員からお願いいたします。
荻山民之推進委員	それでは御説明いたします。先ほど事務局から説明がありました11番の案件について、申請人は石井地区に居住し、この度、難波地区の農地を取得し、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。申請人は、以前から農業に関心があり、知人の農作業を手伝ううちに、新規就農に対する意欲が高まり、この度、本申請に及んだもので、現地調査並びに開園計画等の聞き取りを行ったところ、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	続きまして、13番と14番と15番は新規就農の併用案件です。所在地が河野地区でありますので、中川委員からお願いいたします。
中川均委員	それでは御説明いたします。先ほど事務局から説明がありました13番、14番、15番の併用案件について、申請人は堀江地区に居住し、既に所有している約５アールの農地に近接する河野地区の農地を取得、賃借し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。申請人は、以前から農業経営の規模拡大を考えており、この度、親戚が所有する農地を取得、賃借するために本申請に及んだもので、現地調査並びに聞き取り調査を行ったところ、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	議案第５号につきまして、事務局並びに地元委員から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第６号、「農地法第５条許可申請」について議題とします。事務局から説明をお願いします。
西山昌宏副主幹	それでは、御説明いたします。 １番、本件受人は、運送業を主な業務とする法人であります。東温市で借りている既存の露天駐車場が山間部に位置し、急傾斜地崩壊危険箇所に近く災害の恐れが非常に高く、手狭で業務に支障をきたしていることから、今般、本申請地を取得し、大型ダンプ・トレーラー・業務用普通自動車及び従業員用の自動車等の露天駐車場として利用したく申請に及んだものであります。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断されます。 なお、本件は、申請面積が 3,000 平米を超えますので、今月 15 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 ２番、本件受人は、重要文化財渡部家住宅の保存・公開展覧を主な業務とする一般財団法人であります。既存の来客用駐車場が手狭で何かと業務に支障をきたしていることから、今般、文化財に近い本申請地を取得し、来客用の露天駐車場として利用したく申請に及んだものであります。本申請地の農地区分は、市役所久谷支所からおおむね 300 メートル以内にあることから第３種農地と判断されます。 ３番、本件受人は、松前町の美容室に勤務しておりますが、この度、本申請地を取得し、店舗（美容室）兼併用住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから第２種農地と判断されます。 以上でございます。

寺井克之会長	以上で説明は終わりました。 それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。番号１番は、所在地が久谷地区でありますので平岡委員から説明をお願いいたします。
平岡量二委員	それでは御説明いたします。先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、主に運送業を営む会社です。現在、東温市にあります既存の車両置場が手狭であること、また、大雨で冠水するなど、立地条件に不安があることから、本申請に至ったものであります。隣接農地への被害防除もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承した訳でございますが、本会での御審議をよろしくお願いします。
寺井克之会長	事務局並びに地元委員からの説明は終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。なお、これらの案件につきましては県許可分であります。意見を付して県知事に送付させていただきます。なお、１番の案件は、申請面積が 3,000 平米を超えますので、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、愛媛県知事に送付させていただきます。 次に、議案第７号、「令和２年度第９号農用地利用集積計画」について議題とします。事務局から説明をお願いします。
片山剛主査	それでは、御説明します。 本日の案件 19 件の内、使用貸借権の設定は 14 筆、賃借権の設定は 10 筆、所有権移転は４筆で、設定総面積は、２万 8,000.07 平米です。 その内訳は、新規が５筆、更新が 19 筆、売買が４筆となっています。

	15ページの番号２の譲受人は、約768アールを耕作する農事組合法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号３と番号７の譲受人は、約39アールを耕作する農業者で、新たに賃借権と使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号５と番号６の譲受人は、約406アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 17ページの番号15の譲受人は、約121アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 18ページの番号16と番号18の譲受人は、約614アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号17の譲受人は、約102アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号19の譲受人は、約274アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。 なお、公告日は、令和２年12月17日となっております。 以上でございます。御審議のほどよろしくお願いします。
寺井克之会長	議案第７号につきまして、事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第８号、「農地法第３条の３の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

西山昌宏副主幹	それでは御報告いたします。令和２年 10 月 26 日～11 月 25 日までに専決処理した案件は 34 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。これら 34 件につきましては、いずれも適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。
寺井克之会長	議案第８号につきまして、説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第９号、「耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。
片山剛主査	それでは、御説明します。本日御審議いただく案件は、２件ございます。番号１は久谷地区、番号２は睦野地区となっていますので、私から状況を御説明させていただいた後、それぞれ対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載の対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いします。 番号１は令和２年 10 月 28 日、番号２は令和２年 10 月 13 日にそれぞれの土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。対象地は、すべて農振農用地区域内農地、いわゆる青地農地であり、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。 お手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、御覧ください。資料の１ページ～６ページは番号１の久谷地区、７ページ～18 ページは睦野地区に関する資料となっています。

	まず、番号１から御説明いたします。番号１は、令和２年 11 月 30 日に所在地である久谷地区の池田友邦委員と平岡委員、橘推進委員と丹生谷推進委員、久米地区の戒能豊和委員と仙波勝博推進委員、余土地区の池田功委員に事務局職員も同行して現地確認を実施しました。 １ページは、現地の位置図で、対象地の位置が御確認いただけると思います。２ページは、公図の写しです。３ページと４ページは、対象地周辺を上空から撮影した航空写真です。５ページと６ページは、11 月 30 日に現地調査した際に対象地を撮影した写真です。 次に、番号２は、10 月 20 日に東中島地区の山口委員と高橋推進委員、西中島地区の脇田推進委員に事務局職員も同行して現地確認を実施しました。 ８ページ～10 ページは、対象地周辺を上空から撮影した航空写真です。11 ページ～14 ページは、10 月 20 日に現地調査した際に対象地を撮影した写真です。15 ページ～18 ページは、公図の写しで、対象地の位置が御確認いただけると思います。 ２件の状況説明は以上です。御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。
寺井克之会長	事務局からの説明が終わりました。それでは地元委員からの補足説明をお願いします。番号１は、所在地が久谷地区でありますので、平岡委員から説明をお願いします。
平岡量二委員	それでは、御説明いたします。 令和２年 11 月 30 日に、私と他農業委員６名と事務局職員で現地調査を行いました。場所は、久谷地区の東方町です。現地は、雑木が密集して生えて、周辺の山林と一体化しており、農地に復元するには、大型の重機を利用しても、かなりの時間と費用がかかるような状態です。農地に復元することは困難であると考えられることから、農地性は無いと思われます。以上が現地に関しての説明です。御審議いただきますようよろしくお願いします。

寺井克之会長	続いて、番号２は、所在地が睦野地区でありますので、山口委員から説明をお願いします。
山口晃嗣委員	それでは御説明いたします。 令和２年 10 月 20 日に、私と高橋推進委員、脇田推進委員、事務局職員で現地調査を行いました。申請地は、睦野地区の睦月です。今回申出があった乙 98 番８は急傾斜であるため耕作していないものの、雑木を伐採するなどの管理をしていること、また、隣接する農地で自作していることなどから、農地であると考えられます。 甲 1557 番１、甲 1557 番２、甲 1655 番３、甲 1655 番４、甲 1668 番につきましては、高齢に伴い大規模な面積での耕作が難しくなったことや、度重なる台風や豪雨等の被害を受けたことにより何年も耕作されておらず、雑木が繁茂し、園地へ入ることも困難なほど山林化しております。農地に復元することは極めて困難であると考えられることから、農地性は無いと地元では判断しました。 御審議のほどよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	地元委員からの説明が終わりました。番号１は平岡委員からの説明のとおり、東方町乙 12 番は「非農地」、番号２は山口委員からの説明のとおり、睦月乙 98 番８が「農地」、睦月甲 1557 番１外４筆は「非農地」という判断で御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。 以上で、本日の提出議案９件の審議は、全て終了いたしました。次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。

片 山 剛 主 査	私からは、本日御出席の委員の皆様も含めすべての農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様に御協力をお願いしたい事項とその他の連絡事項がございます。 お手元にお配りしている封筒の中に「松山市農業施策に関する意見提出に伴う調査について」の依頼文、参考資料として「過去の提出意見項目」と「平成 31 年度松山市農業施策に関する意見についての回答」、「松山市農業施策に関する意見について（調査票）」の３種類がございます。 この松山市農業施策に関する意見とは、農地等の利用の最適化の推進に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するために、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を松山市に提出するもので、松山市は、意見書を基に市が取り組む農業施策に関連する予算への反映や現状の農業施策の改善に考慮しなければならないと農業委員会等に関する法律に規定されています。なお、平成 27 年に農業委員会等に関する法律が改正された後の平成 29 年７月の委員改選からは、改選の時期ごとに委員の皆様からの御意見を集約し、松山市農業委員会から松山市へ意見を提出しています。 それでは、本日お配りしている資料を簡単に御説明させていただきます。 まず、「（参考）過去の提出意見項目」については、過去の年度ごとに松山市へ提出した意見の項目を一覧にまとめたものです。この近年は、有害鳥獣対策、担い手の育成に関する対策、農家の所得向上に関する意見が多く出されており、解決すべき喫緊の課題となっている状況です。 次に、「平成 31 年度松山市農業施策に関する意見についての回答」については、前回提出した意見書に対する回答です。回答内容の詳細な御説明は、省略させていただきますが、前回は、皆様から多くいただいた御意見の中から主に「耕作放棄地の発生防止と解消に向けた取り組みについて」、「有害鳥獣対策の強化について」、「担い手の確保、育成と就農対策について」、「農業所得の向上と経営の安定について」の４つの項目に集約し、平成 30 年６月に松山市長に提出、平成 31 年４月に回答をいただきました。 今後のスケジュールについては、今年７月に委員改選があったことから、令和３年度の予算編成の時期までに意見集約することが難しいことに加えて、新たに委員になった皆様にも地域での委員活動に慣れていただくための時間も必要であると考えておりますので、その次の年度の令和４年度の予算編成に間に合うように意見を集約して提出する予定です。

	皆様からの御意見を集約した意見書の案については、役員会等で御審議いただいた後、最終的に令和３年５月末頃に総会でお諮りし、御承認いただきましたら、松山市長へ提出いたします。そこで、御多忙のところ、御手数をお掛けしまして、誠に申し訳ございませんが、お配りしている調査票に項目と御意見を御記入の上、来月８日の総会で事務局職員に提出していただくか、提出締切日までにお配りしている返信用封筒に入れて返送していただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、本日の総会を欠席されている農業委員の皆様、また、その他の農地利用最適化推進委員の皆様には、郵送で依頼させていただきます。松山市農業施策に関する意見提出に伴う調査については以上です。 次に連絡事項がございます。 まず、第 204 回総会の議案書の発送時期についてです。１月８日に開催する第 204 回総会の議案書については、１月４日に発送することになりますので、皆様の御自宅に到着する日から総会の日まであまり時間がございませんが、御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。 また、来年の委員手帳と委員活動記録ノートをお配りしておりますので御活用、御記入をお願いいたします。今年の活動記録ノートについては、来月回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。 最後に次回の総会の日程についてです。来月の第 204 回総会は、令和３年１月８日金曜日の午前 10 時 30 分からこちらの会議室で開催する予定です。よろしくお願いします。 以上です。
寺井克之会長	以上をもちまして、本日の第 203 回総会を閉会します。
渡部純三次長	御起立願います。礼。お疲れ様でした。 午前 11 時 05 分閉会